

佐賀市子育て共助推進業務 審査基準

本基準は、佐賀市子育て共助推進業務に係る公募型プロポーザルにおいて、企画提案書等を審査するための基準を定めるものである。

1 評価基準

評価	内容	配点5点の場合	配点10点の場合
A	特に優れている	5	10
B	優れている	4	8
C	妥当である	3	6
D	劣っている	2	4
E	特に劣っている	1	2
F	ふさわしくない	0	0

備考

- (1)審査基準の審査項目ごとに、6段階で評価し、評点を行うものとする。
- (2)審査基準の配点ごとに、上表の評価基準に基づき段階評価を行い、評点を算出する。

2 審査基準

審査の項目		審査の対象	審査の視点	配点
1 業務理解度	(1)業務理解度	企画提案書	本業務の目的を的確に理解し企画提案の考え方、コンセプト等が適当か	10
	(2)業務実績	業務実績表	類似業務の実績があるか	10
2 業務具体性	(1)業務実施計画	企画提案書	仕様書 7業務内容(1)に記載の内容について、具体的な業務全体の実施計画を提案されているか	5
			十分な業務実施体制(人員配置、役割分担など)であるか	5
			業務内容に応じて、明確かつ適当なスケジュールが設定されているか	5
	(2)コーディネーターの発掘・育成	企画提案書	仕様書 7業務内容(2)に記載の内容について、コーディネーターの発掘・育成を具体的に提案されているか	10
	(3)交流イベントの企画・実施	企画提案書	仕様書 7業務内容(3)に記載の内容について、交流イベントの内容、回数、規模、実施方法等を具体的に提案されているか	10
	(4)アプリの導入・活用	企画提案書	仕様書 7業務内容(4)に記載の内容について、アプリが単なる情報発信にとどまらず、相談、情報共有、支援依頼、交流イベント及びコーディネーター活動と連携し、継続的なつながりの形成に資するものとなっているか	5
			利用者が利用しやすい操作性を有し、必要な機能が確保されているか	5
			個人情報の管理や障害・情報漏えい発生時の対応など十分な安全管理措置が講じられているか	5
	(5)安全管理及び事故対応	企画提案書	安全管理体制、事故防止対策及び保険加入を含むリスク管理対策等が適切に提案されているか。	10
3 経費妥当性	見積金額・積算内訳金額	費用見積書 積算内訳書	提案内容等に応じた見積金額及び積算内訳が妥当か	10
4 事業所	事業所形態	別表参照		10
合 計				100

3 同点の場合等の取扱い

- (1)評価の合計が同点の場合は、選考委員の多数決により順位を決定する。
- (2)委員の半数以上が、「F」と評価した項目が1以上提案者は、最下位とする。
- (3)提案者が1者の場合、次のいずれかに該当するときは、受託候補者の選択は行わないものとする。
- ・評点の平均点の割合が5割(50点)に満たないとき
 - ・委員半数以上が「F」と評価した評価項目が1つ以上あるとき
 - ・委員の半数以上が「D」または「E」と評価した評価項目が、審査項目のうち半数以上を占めるとき

4 【別表】「4 事業所 事業所形態」の配点

配点	内容
10 点	(1)本店・本社が佐賀市内に所在する事業者 (2)共同事業体(JV)の場合、構成員の全てが佐賀市内に本店・本社が所在する市内業者
8 点	(1)佐賀市内に支店・営業所等を配置されている事業者 (2)共同事業体(JV)の場合、構成員の半数以上が佐賀市内に本店・本社が所在する市内業者
6 点	(1)共同事業体(JV)の場合、構成員の半数未満が佐賀市内に本店・本社が所在する市内業者 (2)共同事業体(JV)の場合、構成員の半数以上が佐賀市内に支店・営業所が所在する市内業者
4 点	(1)共同事業体(JV)の場合、構成員の半数未満が佐賀市内に支店・営業所が所在する市内業者 (2)本店・本社が佐賀県内に所在する事業者
2 点	上記以外の事業者